

# みどりの食料システム法に基づく 基本計画の作成等の手引き

令和 6 年 4 月

大臣官房みどりの食料システム戦略グループ

**農林水産省**



# 目 次

## I はじめに

- 1. みどりの食料システム法の活用メリット . . . 2
- 2. みどりの食料システム法の推進体制と期待される主な役割 . . . 3
- (参考) 基本計画に関する相談窓口 . . . 4

## II 基本計画について

- 1. 作成主体 . . . 5
- 2. 事前の準備（既存計画の洗出し等） . . . 7
- 3. 基本計画の作成上の主な留意点 . . . 8
- 4. 関係者の意見聴取と合意形成 . . . 9
- 5. 農林水産大臣への同意付協議 . . . 11
- 6. 基本計画の公表・変更、フォローアップ . . . 12
- (参考1) 基本計画の作成手順のイメージ . . . 13
- (参考2) 基本計画のイメージ . . . 14

# I はじめに

- みどりの食料システム法※（以下「法」といいます。）は、令和3年5月に農林水産省が策定した「みどりの食料システム戦略」を踏まえ、生産者、食品事業者、消費者等の関係者の理解と支持の下、**農林水産物等の生産から消費に至る各段階において環境への負荷の低減に取り組むことにより、環境と調和のとれた食料システムの確立を図り、もって農林漁業・食品産業の持続的な発展等に結びつけるための枠組み**です。
- この**手引書は、法の運用に当たり、基本計画の作成や農林漁業者の認定等を行う都道府県・市町村の実務担当者等の方々の参考となるよう作成した**ものです。
- 御不明な点がございましたら、相談窓口（P4）まで御連絡賜りますよう、お願い申し上げます。

※ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）

# 1. みどりの食料システム法の活用メリット

- 法では、地域の農林漁業の環境負荷の低減を促進する上で、各市町村及び都道府県においては**共同して基本計画を作成**できることとしています。
- 生産現場を始め、**地域の実情に応じた施策**が講じられることが重要ですので、多くの地方自治体の皆様に基本計画を作成し、積極的にその実施に当たっていただくよう、お願い申し上げます。（基本計画の検討経費は、みどり戦略推進交付金により支援可能です。）

## 【基本計画の作成・実施のメリット】

1. 基本計画において、その地域の**食料システムの将来の在り方**や促進すべき具体的な**取組内容を示す**ことで、**地域の主導かつ計画的に、農林漁業の環境負荷の低減に資する施策を推進**できる。
2. 基本計画の検討・作成を通じて、生産者だけでなく、食品事業者や機械・資材メーカー、教育関係者、消費者など**様々な関係者を巻き込んだ協力・連携体制を構築**できる。
3. 基本計画に基づき、都道府県知事から計画の認定を受けた**生産者に対して**、設備投資に係る税制・融資等の**法律上の特例措置により支援**できる。  
(認定を受けた者に対する**メリット措置は今後充実する方向で検討**しています。)

## 2. みどりの食料システム法の推進体制と期待される主な役割

### 国（農水省等）

各地域の取組を進めやすくするための**事業環境の整備**

- **基本方針**の策定（目標、制度運用の考え方等）
- **基盤確立事業**の認定
- 基本計画の**同意**
- **モデル事例**の収集・発信
- **相談窓口**の設置
- 環境負荷低減の「見える化」等を通じた**国民理解の醸成**等

上記施策の推進に当たっては、みどりの食料システム戦略関係省庁連絡会議等を通じて、環境省等の関係省庁と連携

### 都道府県

連携

### 市町村

地域の特色・資源を生かした**モデル地区創出と横展開の推進**

- **基本計画**の作成【都道府県・市町村】
- **特定区域**の設定（モデル地区創出）【都道府県・市町村】
- **環境負荷低減事業活動実施計画の認定**【都道府県】
- **特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定**【都道府県・市町村】
- **有機農業栽培管理協定の認可**【都道府県・市町村】
- 環境部局、関係団体、関係事業者との**合意形成**や連携等**推進体制整備**【都道府県※】
- **公設試・普及等**の組織力を生かした**有用な技術や優良事例の横展開**【都道府県※】
- 生産者や事業者の**マッチング**、生産団地の形成に必要な**土地利用の調整**【市町村※】 等

※都道府県、市町村の役割分担は、地域ごとの実情に応じた対応が重要です

### 生産者・団体等

**環境負荷低減**の取組推進、地域ぐるみでの**産地形成**

- 環境負荷低減事業活動実施計画等申請
- 有機農業栽培管理協定の締結

### 食品事業者

地域の有機農産物等の取扱増、**流通合理化、ブランド化**の推進

- 基盤確立事業実施計画の申請
- 環境負荷低減事業活動実施計画等への参画

### 農機・資材メーカー等

有用な**技術の開発・普及**

- 基盤確立事業実施計画の申請
- 環境負荷低減事業活動実施計画等への参画

### 教育分野等地域の食料システムの関係者

**学校給食での活用**等を通じた**食育**等との連携の推進

- 基本計画での位置づけ明確化 等

## 【参考】基本計画に関する相談窓口

| 地域ブロック別の相談窓口  |                                    | 連絡先   |
|---|------------------------------------|---|
| 北海道農政事務所<br>(北海道)                                   | 生産支援課<br>担当：加藤、名村、小笠原              | ☎011-330-8807<br>E-mail : midori-hokkaido@maff.go.jp                    |
| 東北農政局<br>(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)                  | 生産技術環境課<br>担当：深澤、林                 | ☎022-263-1111 (内線4397、4374)<br>E-mail : tohoku_seisan_midori@maff.go.jp |
| 関東農政局<br>(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県) | 生産技術環境課<br>担当：平山、末貞                | ☎048-740-0156<br>E-mail : midori_kanto@maff.go.jp                       |
| 北陸農政局<br>(新潟県、富山県、石川県、福井県)                          | 生産技術環境課<br>担当：空田                   | ☎076-232-4131<br>E-mail : midori_hokuriku@maff.go.jp                    |
| 東海農政局<br>(岐阜県、愛知県、三重県を担当)                           | 生産振興課<br>担当：原、久永                   | ☎052-223-4622<br>E-mail : midori_tokai@maff.go.jp                       |
| 近畿農政局<br>(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)                 | 生産技術環境課<br>担当：田中、秋田                | ☎075-414-9722<br>E-mail : kinki_midori.1@maff.go.jp                     |
| 中国四国農政局<br>(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県)    | 生産振興課<br>担当：谷崎<br>生産技術環境課<br>担当：山本 | ☎086-224-4511 (内線2416、2417)<br>E-mail : midori_chushi@maff.go.jp        |
| 九州農政局<br>(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)             | 生産技術環境課<br>担当：上原、藤本                | ☎096-211-9111 (内線4150)<br>E-mail : midori_kyushu@maff.go.jp             |
| 内閣府沖縄総合事務局<br>(沖縄県)                                 | 生産振興課<br>担当：比嘉、兼島                  | ☎098-866-1653<br>E-mail : midori.okinawa.x3s@ogb.cao.go.jp              |

【本省連絡先】農林水産省 大臣官房みどりの食料システム戦略グループ

☎03-6744-7186 mail: midorihou\_kankyo\_bio@maff.go.jp

## II 基本計画について

- 法に基づく基本計画の作成・実施について、以下解説します。

### 1. 作成主体

#### 法第16条第1項

自然的・経済的・社会的諸条件からみて一体である地域を区域とする一又は二以上の市町村（特別区を含む。以下単に「市町村」という。）及び当該市町村の区域をその区域に含む都道府県（以下単に「都道府県」という。）は、共同して、基本方針に基づき、環境負荷低減事業活動の促進に関する**基本的な計画**（以下「基本計画」という。）を作成し、農林水産省令で定めるところにより農林水産大臣に協議し、その同意を求めることができる。

#### 基本方針第四の1 基本計画の作成主体

（前略）ここで、「**自然的・経済的・社会的諸条件からみて一体である地域**」とは、地理的に分断されおらず連続性を有すること（自然的）、地域内での取引等が継続的に反復して行われていること（経済的）、都道府県の支庁や農林漁業者が構成する団体の管轄区域（社会的）等を**総合的に勘案して、一体性が認められる地域を指すもの**とする。

なお、一の都道府県の全域を区域とし、**都道府県と当該都道府県内の全市町村が共同で基本計画を作成することが可能**である。

#### ポイント

- 基本計画は、**単独又は複数の市町村と都道府県との共同（連名）で作成するもの**となります。
- 複数市町村が都道府県と共同して基本計画を作成する場合には、**当該複数市町村は、一体性を有している必要があります。地理的な連続性を必ずしも求めるものではありませんが、基本計画のカバー範囲として合理的に説明できるもの**としてください。



# 1. 作成主体（つづき）

## 法第16条第6項

- 6 基本計画は、環境負荷低減事業活動の促進が効果的かつ効率的に図られるよう、**市町村及び都道府県の役割分担を明確化しつつ定めるものとする。**

## 基本方針第四の3

### 基本計画の作成に当たって配慮すべき事項

#### **（1）市町村及び都道府県の役割分担の明確化**

基本計画の作成に当たっては、法第16条第6項の規定のとおり、環境負荷低減事業活動の促進が効果的かつ効率的に図られるよう、地域の取組実態に応じて**市町村及び都道府県の双方が役割分担を明確化**するものとし、市町村、都道府県いずれの発意による場合にあっては**互いに協力及び連携して取り組むものとする。**

なお、基本計画については、**都道府県が主導して基本計画の素案を作成**した上で、特定区域を設定し地域ぐるみの事業活動を促進しようとする市町村その他の当該都道府県域内の全ての市町村に照会を行うなど**取りまとめ**を行い、**都道府県が当該都道府県域内の全ての市町村と連名の基本計画を作成することを基本とする。**

ただし、地域のモデル的な取組の創出に取り組むため、**市町村が主導して計画を作成する場合**には、都道府県と調整の上、**都道府県が主導して作成する基本計画との整合を図った計画を都道府県と連名で作成することも可能**である。

## ポイント

- 法に基づき環境負荷低減事業活動実施計画等の認定と支援を受けられるのは、「同意**基本計画を作成した市町村の区域**において環境負荷低減事業活動等を行おうとする農林漁業者」です。（法第19条第1項等）
- このため、**多くの市町村が基本計画の作成主体に入っただけことが重要**であることから、まずは**都道府県が主導し、市町村と連携して県内全域をカバー**するような**計画の作成を進めていただく**ことを基本としています。
- ただし、地域の実情に応じて、市町村主導での作成、地域ごとの作成も可能です。したがって、**同一都道府県内で複数の基本計画が作成されることがあり得ます**。この場合、**基本計画間で整合性が図られるよう、留意する必要があります。**

## 2. 事前準備（既存計画の洗出し等）

### 基本方針第四の3

#### 基本計画の作成に当たって配慮すべき事項

#### （2）市町村及び都道府県における既存計画等の有効活用

基本計画の作成に当たっては、有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）等に基づき**地方公共団体が策定している農林水産施策や環境施策に関する計画等**（計画と同様の性質を有する戦略、大綱、方針その他の文書を含む。以下この（2）において同じ。）や、地域の農林水産施策の総合的かつ計画的な推進を図るために**地方公共団体が独自に策定している計画等**を活用することができるものとする。

### ポイント

- これまで特に農業分野の環境負荷の低減に向けては、既に地方自治体において各々の実情に応じて施策を推進されてきたところです。
- このため、**法の基本計画は、ゼロから作成いただく必要はなく、既存の行政計画をうまく活用しながら作成することが可能です。国も既存計画の積極的な活用をお勧めします。**
- そのためには、まずは法の計画制度が対象とする**環境負荷低減事業活動と既存の行政計画との関係を洗い出すことが重要**です。環境負荷低減事業活動に関係する既存計画としては、例えば、以下が想定されます。
  - ・ 有機農業推進法に基づく推進計画
  - ・ 持続農業法に基づく導入指針
  - ・ 地球温暖化対策法に基づく地方公共団体実行計画
  - ・ 地方自治体内の農林水産業振興計画等（いわゆる「総合計画」の農林パートを含む。）その他法律に基づかないもので、地方自治体が独自に環境行政・農林水産行政のために策定した計画等
- その上で、**法を踏まえた各地方自治体における施策の推進方向**や法が定める**基本計画の記載事項等**に照らして、**不足し、補うべき点等がないかを整理・検証**しつつ、基本計画を具体化していただくことが期待されます。

### 3. 基本計画の作成上の主な留意点

#### 法第16条第2項

2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 環境負荷低減事業活動の促進による**環境負荷の低減に関する目標**

二 環境負荷低減事業活動として求められる**事業活動の内容**に関する事項

三 **特定区域を定める場合**にあつては、次に掲げる事項

イ 当該特定区域の**区域**

□ 当該特定区域において実施する特定環境負荷低減事業活動として求められる**事業活動の内容**に関する事項

四 環境負荷低減事業活動の実施に当たって**活用されることが期待される基盤確立事業の内容**に関する事項

五 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の**流通及び消費の促進**に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、環境負荷低減事業活動の促進に関する事項

記載事項の考え方については、基本方針第四の2、特定区域の設定については、基本方針第三の2等を御参照ください。

#### ポイント

- 基本計画の**目標**は、**5年間を目途としますが**、既存計画で定めている目標を活用する場合等は、**当該目標年を優先して設定いただくことが可能**です。
- 農林漁業者の環境負荷低減事業活動**実施計画等は、基本計画に適合するとして認定**することとなります。このため、基本計画の記載事項のうち、「二 事業活動の内容」では、**地方自治体が特に支援したいと考える事業活動を具体的に記載いただくことが重要**です。  
(必ずしも法第2条第4項各号に規定する環境負荷低減事業活動を全て網羅していただく必要はありません。)  
(例) 当該地域の主要な品目や営農類型、地域の特性に応じて取り組むことが期待される事業活動(取組、品目、営農類型等)、導入すべき技術体系 等
- 特定区域においては、特定環境負荷低減事業活動の認定、有機栽培管理協定の認可を行うことが可能となります。**特定区域は、最初から定めておく必要はありませんが、みどりの食料システム戦略推進交付金を活用する等、地域ぐるみで環境負荷の低減に積極的に取り組む市町村等におかれては、区域設定の検討をお願いいたします。**なお、区域設定に当たっては、P12のとおり、**法定の所要の手続が必要**となります。
- 四及び五の記載事項は、地域によって取組の実績や検討の熟度も異なりますが、**環境負荷低減の取組を農林漁業の持続的な発展につなげる上で重要な取組**です。このため、今後の施策の方向として、可能な範囲で結構ですので、**積極的な記載をお願いいたします。**

## 4. 関係者の意見聴取と合意形成①

### 基本方針第四の3

#### 基本計画の作成に当たって配慮すべき事項

#### (3) 基本計画の作成に当たっての地域の合意形成の促進

特定区域での取組を始め、**基本計画の実効性を高めるためには**、あらかじめ基本計画を作成する市町村及び都道府県のみならず、農林漁業者及びその組織する団体、基盤確立事業の実施主体となる農機メーカー、資材メーカー、食品事業者、地域の金融機関等、**関係者が一体となって取組を進めることが重要**である。

このような観点から、基本計画の作成及びその推進に当たっては、**関係者との意見交換を実施**するほか、**必要に応じて**、関係者で構成する**協議会を組織**し、事前に当該基本計画に定める事項について当該協議会に協議するなど**地域の食料システムの関係者の相互連携と合意形成を促すことに配慮するものとする**。

#### ポイント

- 環境負荷低減事業活動を促進するためには、地域の農林漁業の**持続的な発展や農山漁村の活性化につなげる視点が不可欠**であり、生産者だけでなく、**地域の関係者の理解と協力の体制が重要**です。
- このため、基本計画の作成に当たっては、**関係者との意見交換**を通じた合意形成を図ることに配慮いただくようお願いします。
- **合意形成**に向けては、例えば、基本計画の案を関係団体や事業者へ情報提供し、
  - ・地域の課題、環境負荷低減の取組に寄与する地域資源等の**現状認識**
  - ・**施策の方向性**や**目標設定**
  - ・関係者の**役割分担**
  - ・消費・流通の促進、技術の普及などに向けた**事業者との連携方策**等について**意見を伺う等により、共通認識を醸成**することが考えられます。
- また、地域によっては、農林漁業・食品企業関係団体等で組織される協議会等の会議体を既に有している場合もあると考えられます。議論の効率性を高める上で、そうした**既存の協議の場を活用**いただいたり、**新たに協議会を立ち上げることも有効**です。



## 4. 関係者の意見聴取と合意形成②

### 法第16条第3項から第5項まで

- 3 市町村及び都道府県は、**基本計画において前項第三号に掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該事項の案を、当該基本計画に当該事項を定めようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。**
- 4 前項の規定による公告があったときは、**利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された当該事項の案について、都道府県に意見書を提出することができる。**
- 5 基本計画は、**有機農業の推進に関する法律**第七条第一項に規定する**推進計画**、**地球温暖化対策の推進に関する法律**第二十一条第一項に規定する**地方公共団体実行計画**、**生物多様性基本法**（平成二十年法律第五十八号）第十三条第一項に規定する**生物多様性地域戦略**、**農業振興地域整備計画**その他法律の規定による**地域振興に関する計画**並びに**都市計画及び都市計画法**（昭和四十三年法律第百号）第十八条の二第一項の市町村の都市計画に関する基本的な方針との**調和が保たれたものでなければならない。**

（基本方針第四の2（3）、3（4）も御参照ください。）

### ポイント

- 法では、**特定区域内においてのみ**、特定環境負荷低減事業活動の認定に係る**行政手続のワンストップ化の特例措置**や**有機農業栽培管理協定の締結**による法的な効果が得られることとなります。
- このため、特定区域の設定に係る内容の妥当性・公平性の確保や合意形成を図る観点から、特定区域を設定しようとする際には、当該**特定区域に関係する市町村及び都道府県は、公告・縦覧**を行ってください。
- 公告・縦覧の実施は、**市町村と都道府県との協議が整った後、どのタイミングで行っていただいても構いません**が、万一の手戻りを防止するため、あらかじめ公告・縦覧事項を含めた基本計画の素案について、**国に事前協議をいただいても構いません。**
- また、市町村及び都道府県は、基本計画の作成に当たり、有機農業、地球温暖化対策、生物多様性の保全、地域振興計画、都市計画に関する施策との調和を図ることとしています。
- これらの施策は、地方自治体ごとに**庁内で複数の部局にまたがるケースが多くみられます**ので、環境部局、地域振興部局、都市計画部局等においても**各種法定計画と基本計画との間の整合性についてネガティブチェック**を行っていただくほか、政策の相乗効果が得られるよう、関連施策の相互連携に努めていただくことが重要です。

## 5. 農林水産大臣への同意付協議

### 法第16条第1項、第7項及び第8項

自然的経済的社会的諸条件からみて一体である地域を区域とする一又は二以上の市町村（特別区を含む。以下単に「市町村」という。）及び当該市町村の区域をその区域に含む都道府県（以下単に「都道府県」という。）は、共同して、基本方針に基づき、環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を作成し、農林水産省令で定めるところにより農林水産大臣に協議し、その同意を求めることができる。

7 農林水産大臣は、基本計画が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、第一項の同意をするものとする。

- 一 基本方針に適合するものであること
- 二 基本計画の実施が当該基本計画を作成した市町村の区域における環境負荷の低減に相当の効果を及ぼすものであると認められること。
- 三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

8 農林水産大臣は、基本計画について第一項の同意をしようとするときは、あらかじめ、環境大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

### ポイント

- 基本計画が法的効果を持つには、農林水産大臣の同意が必要です。農林水産大臣の同意に当たっては、法第16条第7項に従って、以下の観点から、**基本計画を確認**することとなります。
  - ① **目標及び事業活動の内容が、地域の実情を踏まえて設定され、基本方針の目標達成に寄与すること、また、実現可能かつ評価、検証が可能な目標となっていること**
  - ② **法及び基本方針にのっとり、計画記載事項を満たしていること**
  - ③ **特定区域の設定を行う場合は、公告縦覧の手続が行われ、適切な区域設定、当該区域で促進を図る事業活動の内容等が明確となっていること**
  - ④ **市町村及び都道府県の役割分担が明確になっており、かつ、農林漁業団体や食品事業者等、地域の食料システムの関係者との合意形成や連携体制の構築が図られていること**
  - ⑤ **地球温暖化対策実行計画や生物多様性地域戦略など、地域の環境保全に関する施策や土地利用調整に関する施策との調和が図られたもの**となっていること
- なお、協議のあった基本計画案については、農林水産大臣は、環境大臣のほか、記載事項に応じて関係大臣に協議することとしています。この際、関係大臣から意見があった場合、農林水産大臣を経由して、当該意見についてお伝えさせていただくこととなります。
- 同意協議に係る国の標準処理期間は30日と定めていますが、事務的な手戻りを少なくする観点から、基本計画の作成段階から随時御相談いただいても構いません。

## 6. 基本計画の公表・変更、フォローアップ

### 法第16条第9項

市町村及び都道府県は、基本計画が第一項の同意を得たときは、**遅滞なく、これを公表しなければならない。**

### 法第17条（施行規則第5条及び第6条も御参照ください。）

市町村及び都道府県は、前条第一項の**同意を得た基本計画を変更しようとするときは**、共同して、農林水産省令で定めるところにより**農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならない。**ただし、農林水産省令で定める**軽微な変更については、この限りでない。**

2 市町村及び都道府県は、前項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

3 前条第三項、第四項及び第七項から第九項までの規定は、第一項の規定による基本計画の変更について準用する。

### 法第18条

**農林水産大臣は、市町村及び都道府県に対し、第十六条第一項の同意をした基本計画（前条第一項の規定による変更の同意又は同条第二項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「同意基本計画」という。）の進捗及び実施の状況について報告を求めることができる。**

### ポイント

- 同意を得た基本計画を基に農林漁業者は環境負荷低減事業活動実施計画等を作成することとなるため、基本計画は**市町村及び都道府県の連名で公表**していただきますようお願いいたします。
- 特に、環境負荷低減事業活動実施計画等の認定権者は都道府県知事ですので、**都道府県は都道府県内の全ての同意基本計画**について、都道府県の公報やウェブサイトへの掲載等による公表をお願いします。
- 一方、市町村は、必ずしも自らの媒体において公表している必要はありませんが、**特定区域を設定している市町村**については、有機農業栽培管理協定の認可権者が市町村長であること等から、公表をお願いいたします。
- 基本計画を変更する場合は、地名変更その他の軽微な修正を除き、国への同意付協議が必要となります。軽微な修正に該当するかどうかは、**変更内容及び事由ごとに個別具体で判断します**ので、あらかじめ御相談ください。
- 法の施行状況を把握し、施策の検証・改善につなげるため、国では、同意基本計画を作成した地方自治体に対して、**年1回程度の定期的なフォローアップを行う予定**です。

# (参考1) 基本計画の作成手順のイメージ

## 1 活用可能な既存計画の確認【主に都道府県】

- ▶ 行政区域の農林水産政策に関する基本方針・計画、有機農業推進計画等の活用を想定
- ▶ 必要な計画記載事項として記載に不足がないか確認

## 2-① 素案の整理等【主に都道府県】 ※御相談・事前協議を歓迎します。

- ▶ 計画記載事項との関係を整理し、不足がある場合は検討・追記
- ▶ 本庁・支庁の分担、関係部署の特定、現場普及支援などの推進体制を構築

## 2-② 地域ぐるみの取組の照会【都道府県⇔市町村】

- ▶ みどり戦略交付金を活用する市町村等を中心に、意向を聴取
- ▶ 特定区域、特定区域内で行われる事業内容等を記載

## 3 関係者への意見照会・取りまとめ【都道府県⇔市町村、関係団体等】

- ▶ 農林水産関係団体、都道府県庁内環境部局、市町村等の関係者への説明・意見照会
- ▶ 特定区域を指定する場合は、当該区域を含む市町村とともに2週間の公告縦覧を実施

## 4 国への同意付協議・公表【都道府県・市町村⇔国】

- ▶ 国は、基本方針への適合、地域への効果、実施の確実性などの視点から適切なものを合意
- ▶ 都道府県・市町村は、合意が得られた基本計画についてホームページ等で遅滞なく公表



# (参考2) 基本計画のイメージ (既存計画を活用する場合)

## ① 基本計画・本体鑑

〇〇県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画

令和4年〇月〇日  
A県、B市、C市、D町、E村…

### 一 環境負荷低減事業活動の促進による環境負荷の低減に関する目標

認定計画数 〇〇計画 (R9)  
有機農業取組面積\* 〇ha (R9)  
(\*別紙1-1 〇頁参照)

### 二 環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容に関する事項

……等の取組を進める。  
(別紙1-1 〇頁、別紙1-2 〇頁参照)

また、林業・漁業では、……等の取組を進める。  
※林業・漁業に関する事項を追加で記載いただくことも可能です。

### 三 特定区域を定める場合にあっては、次に掲げる事項 別紙2のとおり

### 四 環境負荷低減事業活動の実施に当たって活用されることが期待される基盤確立事業の内容に関する事項

……等の取組を進める。  
(別紙1-1 〇頁、別紙1-2 〇頁参照)

### 五 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の流通及び消費の促進に関する事項

……等の取組を進める。  
(別紙1-1 〇頁、別紙1-2 〇頁参照)

### 六 前各号に掲げるもののほか、環境負荷低減事業活動の促進に関する事項

……等の取組を進める。

## ② 活用する既存計画

別紙1-2

別紙1-1

〇〇県農林漁業  
振興ビジョン

令和3年〇月  
〇 〇 県

## ③ 特定区域設定

(参考) 〇〇地域構想について

特定区域について 別紙2

### ① 特定区域の区域

B市  
〇〇、■ ■、△△  
D町  
◇◇、◎◎

### ② 求められる事業活動の内容

B市〇〇及び■ ■  
栽培管理協定の締結等を通じた有機農業の団地化を推進する。  
B市△△  
……の取組を推進する。  
D町◇◇及び◎◎  
……の取組を推進する。

※基本計画の記載事項として直接該当する箇所が分かるよう、  
マーカー、赤枠などで明確化するなどの工夫をお願いします。

## お問い合わせ先

農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ

代表：03-3502-8111（内線4850）

ダイヤルイン：03-6744-7186

H P： <https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/index.html>

みどりの食料システム戦略



みどりの食料システム戦略  
トップページ



みどりの食料システム法  
トップページ



みどりの食料システム戦略  
説明動画ページ

